

(令和6年度) 平川市すこやか住宅支援補助金事業のお知らせ

平川市では、定住の促進と人口増加を図るため、市内に住宅を取得する移住者や子育て世帯、新婚世帯を対象に、住宅取得にかかる費用の一部を補助します。

《対象となる方》

申請日において、次のいずれかに該当する方です。

- ・5年以上平川市に住民登録がなく移住する予定の方
- ・5年以上平川市に住民登録がなく移住し、転入後2年以内の方
- ・平川市に転入予定の子育て世帯または新婚世帯
- ・平川市に住民登録している子育て世帯または新婚世帯

*子育て世帯・・・申請日において中学生以下の子どもまたは妊婦がいる世帯。

*新婚世帯・・・申請日において婚姻日から2年以内である者、または、実績報告時まで婚姻することが見込まれる者がいる世帯。

*詳しい要件は要綱をご確認ください。



《対象となる住宅》

- ・平川市内にあり、補助金を申請する方が所有し居住する住宅です。

新築住宅・建売住宅・中古住宅（個人から購入される方は事前にご相談ください）

*住宅の延べ床面積50㎡以上で、店舗併用住宅は住宅部分の延べ床面積が2分の1以上であること。

《補助金額》

区分	対象者	移住者				市内の子育て世帯・新婚世帯
		県外		県内（市外）		
		子育て世帯・新婚世帯	子育て世帯・新婚世帯以外	子育て世帯・新婚世帯	子育て世帯・新婚世帯以外	
	市内業者	110万円	70万円	70万円	40万円	40万円
	市内業者以外	85万円	45万円	45万円	25万円	25万円

弘前圏域空き家・空き地バンク加算（30万円）※詳細はお問い合わせください。

*補助金の額は、この表に定める額または補助対象経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切捨て）のいずれか低い方とする。

*市内業者とは、平川市内に本社、本店、支店、営業所等を置く建築・不動産業者です。

*土地購入、外構工事、家具・電化製品の購入等に要する費用は、補助対象外となります。

*申請者の他に住宅の所有者がいる場合、補助金額が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《申請受付場所・問い合わせ先》

平川市役所本庁舎 3階 政策推進課政策推進係（土・日・祝日除く）8：15～17：00

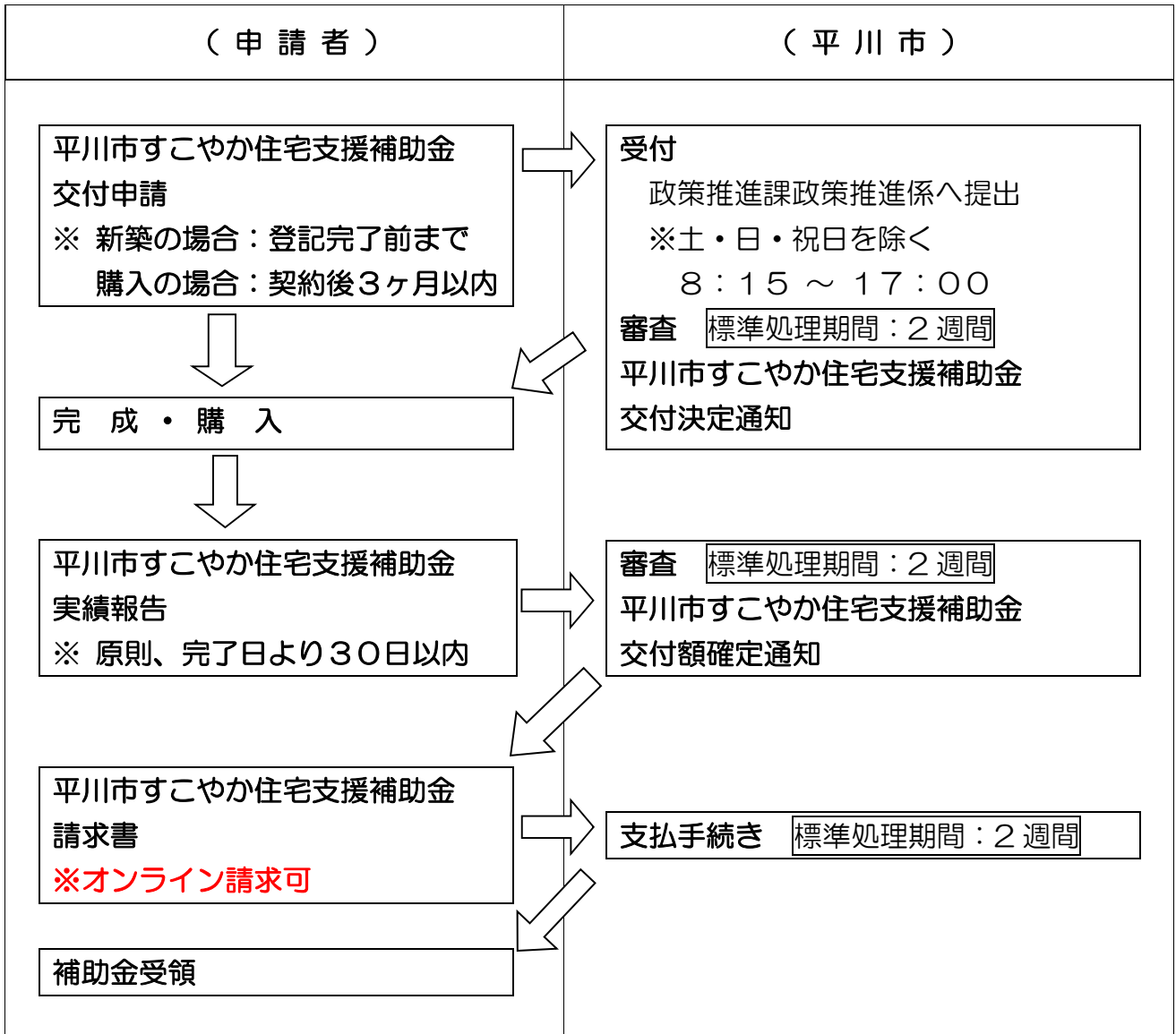
TEL 0172-55-5737 MAIL : seisaku@city.hirakawa.lg.jp

※ ご不明な点があれば、申請前でも是非ご相談ください。

《その他の要件》

- ・ 申請日以前に「新築で所有権保存登記を完了している場合」、または「住宅の売買契約後3ヶ月を経過している場合」は補助対象外となります。
- ・ 市税等の滞納のある方（申請対象の住宅で同居する者を含む）は対象となりません。また、交付決定後も、市税等の滞納がある方は返還となります。
- ・ 実績報告時点で町会への加入が確認できない場合は補助対象外となります。また、実績報告後も町会脱退が確認された場合は返還となります。
- ・ 実績報告までに住所を申請対象住宅に移していただく必要があります。また、実績報告後も5年以内に世帯員全員の転出や住宅の処分等が確認された場合は返還となります。
- ・ 以前にすこやか住宅支援補助金の交付を受けた方は対象となりません。
- ・ その他補助対象外となる場合があります。詳しい要件は補助要綱をご確認ください。

《手続きの流れ》



《申請について》

- ・平川市すこやか住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

※ 新築の場合は建物の所有権保存登記完了前、購入の場合は売買契約後3ヶ月以内に申請してください。

【添付書類】

- 定住誓約書（様式第2号）
- 新築の場合は契約書の写し（見積書等の契約金額の内訳明細がついたもの）
- 購入の場合は契約書又は契約書（案）の写し（契約金額の内訳（土地・建物代金）がわかるもの）
- 新築の場合は工事概要がわかる図（案内図・平面図等）
- 購入の場合は住宅の間取図
- 住民票謄本（住所が平川市以外の場合）
- 申請者及び補助対象住宅で同居する者の前年度（令和5年度）納税証明書等又は滞納がないことの証明書（「非課税証明書」等）（令和5年1月1日時点の住所が平川市以外の場合）
 - ※ 「市・県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税」のうち、該当があるもの
 - ※ 現在の住所が平川市の場合でも、居住歴によっては提出いただく場合があります。不明な点がありましたらお問い合わせください。
- 世帯に妊婦がいる場合、母子健康手帳の写し（出産予定日、母親の氏名がわかる部分）
- 新婚世帯の場合は、夫婦記載のある戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）または婚姻届受理証明書（実績報告時までに婚姻し夫婦となることが見込まれる者がいる世帯の場合、実績報告時に提出。）
- その他市長が必要と認めるもの

《実績報告について》

- ・平川市すこやか住宅支援補助金実績報告書（様式第7号）を提出してください。

※ 完了日（業者への支払いや所有権保存(又は移転)登記が終わった日）から原則30日以内に提出してください。

【添付書類】

- 町会加入証明書（様式第8号）
 - ※町会加入証明書は、転入手続きまたは転居手続き後に町会長に記入依頼してください。
- 住宅の所有権保存登記を確認できる書類（登記事項証明書の写し等）
- 領収書、金融機関の振込受付書等、住宅の取得費用の支払いを証明できる書類の写し
 - ※複数回に分けてお支払いした場合、その回数分の書類が必要となります。
- 実施状況を証明する写真（建物の外観写真1枚程度）
- 売買契約書の写し（購入かつ申請時に契約書案を提出した場合）
- その他市長が必要と認めるもの

